

小海町障害者活躍推進計画書

機関名	小海町
任命権者	小海町長
計画期間	令和4年9月1日から令和9年8月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	小海町においては職員総数が170人程度であり、これまで障害者に限定した募集、採用は行っていない。 職員の中には障害者が数名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないことから組織的な体制整備は必要ないと考えられる。なお法定雇用率は達成している
目標	
①雇用に関する目標	☆在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。 令和4年9月1日現在の法定雇用率は2.5%、小海町の雇用率は3.51%。現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者雇用の推進について理解を図る。
②定着に関する目標	なし
取り組み内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	☆障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ☆障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。 ☆障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに当該選任しようとする資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	☆身体障害者等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	☆相談窓口への相談のほか、人事評価の面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を行う。 ☆なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 ☆募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
④その他	☆各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。

